

JASSO支援金について

このことについて、下記のとおり募集を行いますので、希望する学生は、学生課学生係まで書類を取りに来てください。

記

1. 応募資格 平成26年7月1日以降に発生した自然災害等による次の被害を受けた者。
 - (1) 学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅に、半壊以上の被害を受けた場合。
 - (2) または自然災害等による被害が発生する危険な状況が継続することにより、居住する住居が居住不能になりかつその状態が長期にわたることが見込まれる学生。

※ただし自然災害発生月から3ヶ月を超えない期間での申請であること。
※その他学業要件有り。下記URL（日本学生支援機構 JASSO 支援金ページ）を参照してください。
2. 支給金額 10万円（返還不要）
3. 提出期限 申請に伴い随時
4. 提出場所 学生課学生係
5. 提出書類
 - ①様式1 申請書
 - ②罹災証明書（コピー可）または罹災証明書発行手続き時の申請書類一式（コピー可）
 - ③支援金の振込みを希望する口座の通帳（学生本人名義）のコピー
6. 備考
 - ・申請の意志がある場合は、まず学生課窓口に来てください。JASSO 支援金について説明します。
 - ・参考URL：<http://www.jasso.go.jp/shienkin/index.html>
（日本学生支援機構 JASSO 支援金ページ）

平成26年12月2日

学 生 課 学 生 係